

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和2年11月18日(水) 午後10時20分～午後11時15分
2. 場 所 市役所別館 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：小山副市長、総合教育部長、総務部次長、人事課長、
上下水道経営室課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2020年 年末一時金要求書」、「2020年 賃金確定重点要求書」
に基づく交渉(3回目)

<交渉内容要旨>

I. 最終回答について

組 合	市
・ 11月10日及び16日に行った計2回の交渉を踏まえ、我々の要求に対する回答を求める。	・ 現在、本市が置かれている状況等を総合的に勘案し、以下の内容をもって最終回答とする。

【最終回答内容(抜粋)】

1. 給与改定について

(1) 内容

国の給与法の改正内容を踏まえ、期末手当を0.05月分引下げる。
(再任用職員を除く。)

(2) 実施時期

令和2年12月1日

※ ただし、会計年度任用職員については、令和2年12月期の期末手当の引下げ(0.05月分)は行わず、令和3年6月期から実施する。なお、今後、会計年度任用職員に生じる給与改定全般について、今回同様、翌年度から実施する。

2. 期末・勤勉手当に係る在職期間通算の取り扱いの見直しについて

(1) 内容

前職公務員職員に係る採用後最初に到来する期末・勤勉手当の算定に係る在職期間への前職の在職期間通算の取り扱いについては、割愛採用又は人事交流による派遣等の職員である特別な事由による場合のみとする。

(2) 実施時期

令和3年4月1日

【次頁に続く】

3. 任期付常勤保育士及び看護師の処遇について

(1) 内容

近年、人材確保が困難となっている任期付常勤保育士及び看護師の格付けについて、令和2年度からの保育所における時差勤務の導入も踏まえ、時限措置として令和2年度中に採用する者の初任給格付けを1の3号給としたところであるが、令和3年度中に採用するものについても1の3号給とする。

ただし、2の1号給への格付けは、現行通り4期目（10年目）からとする。

(2) 実施時期

令和3年4月1日

4. 総合評価制度の見直しについて

(1) 内容

総合評価制度については、より適切な人事評価を実施することで、職員一人ひとりの成長に資する人材育成を推進することを目的に、下位評価について評価ランクを細分化する。

また、併せて現行の評価基準、方法に加えて評価を行う制度構築を進める。

なお、引き続き、適宜検証を行い必要な改善に向けて労使協議を行っていく。

任期付職員、会計年度任用職員の制度運用についても、適宜検証を行い適切な任用とモチベーションの向上につながるものとなるよう労使協議を行っていく。

(2) 実施時期

令和3年4月1日

5. リフレッシュ休暇の延長について

(1) 内容

リフレッシュ休暇について、新型コロナウイルス感染拡大における業務の繁忙状況を勘案し、その対応を理由とする場合は、取得期間を令和3年9月30日まで延長する。ただし、対象者は令和2年度においてリフレッシュ休暇を付与され、未取得である職員に限ることとする。

(2) 実施時期

令和3年4月1日

以上